

# 資産報告書の記載状況

## 資産

区分	人数	地				建物			
		500万円未満	500万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし
本人	48	12	15	13	8	23	11	6	8
配偶者	39	8	1	0	30	6	0	0	33
親族	57	2	3	0	52	6	0	0	51
合計	144	22	19	13	90	35	11	6	92

区分	人数	不動産に関する権利				預貯金			
		500万円未満	500万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし
本人	48	1	0	0	47	25	9	4	10
配偶者	39	0	0	0	39	15	5	3	16
親族	57	1	0	0	56	21	2	2	32
合計	144	2	0	0	142	61	16	9	58

区分	人数	動産				信託			
		500万円未満	500万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし
本人	48	24	7	2	15	1	0	0	47
配偶者	39	13	2	1	23	0	0	0	39
親族	57	13	0	0	42	0	0	0	57
合計	144	50	9	3	80	1	0	0	143

区分	人数	有価証券				ゴルフ会員権			
		500万円未満	500万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし
本人	48	13	0	2	33	4	0	0	44
配偶者	39	2	0	0	37	0	0	0	39
親族	57	0	0	0	57	0	0	0	57
合計	144	15	0	2	127	4	0	0	140

区分	人数	貸付金				借入金			
		500万円未満	500万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし
本人	48	1	2	0	45	7	0	5	36
配偶者	39	0	0	0	39	0	1	0	37
親族	57	0	0	0	57	3	0	0	54
合計	144	1	2	0	141	10	1	5	127

区分	人数	保証債務				貯蓄性保険			
		500万円未満	500万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし
本人	48	2	2	1	43	14	3	3	28
配偶者	39	0	1	0	37	4	0	0	35
親族	57	0	1	0	56	3	3	0	51
合計	144	2	4	1	136	21	6	3	114

### 4 審査方法

- (1) 資産等報告書の各項目に対する個別調査、関連項目の対査照合を行った。
- (2) 報告書の記載事項のうち不明な点については当該報告義務者に照会し回答を求めた。
- (3) 今回は、赤池、金田、方城が合併して福智町として初めての審査であった。方城については今回が初めての報告書提出ということで、過去の比較が無い。今回は方城にあわせ比較審査をせず、比較審査は来年度以降の方針に決定した。

### 5 審査結果

当審査会が資産報告書を審査した結果、最終的に虚偽の報告及び、調査に協力が得られなかった事例は無かった。従って、さらに調査を要する疑義はないと判断する。

### 6 指摘事項

- (1) 預貯金において円単位の報告が少なかった。来年度以降は円単位まで記載するよう指導すべきである。また、預貯金の裏づけとして通帳又は証書を確認する必要があるのではないだろうか。方法として、コピーの添付、あるいは報告書提出時に事務局に確認してもらう等。その際、個人の特

### 7 必ず

- (1) 当審査会が資産報告書を審査した結果、最終的に虚偽の報告及び、調査に協力が得られなかった事例は無かった。ただし、1名については報告書提出が大幅に遅れた。来年度以降はこのようなくが無いように報告義務者には強くお願いしたい。
- (2) 報告義務者は、今年度の照会点を留意し、十分な書類の添付、より正確な記載の努力をされた。
- (3) また今回は、方城地区の報告義務者にとつて初めての報告であったため、添付書類の不備、記載の誤りが多見受けられたが、来年度以降、経験により改善されていくものと思われる。
- (4) 「指摘事項」でも記したが、審査を進める中で、条例・規則の不備が浮き彫りになった。よりよい政治倫理を求めて、これらの点は整備していただきたい。
- (5) 資産報告書は、福智町役場で閲覧が可能であるが、閲覧者が訪れることはまれである。より多くの人に報告書を見ていただく為、当審査会は、資産報告書の町広報誌への掲載を提言する。また、現在はインターネットが普及しており、福智町のホームページもある中で、そこに掲載することを検討していただきたい。閲覧には来づらい人も、インターネットでなら気軽に見ることが可能である。

今年度の資産報告書を審査した政治倫理審査委員会の皆さん

- ① 平野 健 会長
- ② 永津 洋之 委員
- ③ 林 勝馬 委員
- ④ 木村 幸子 委員
- ⑤ 陶山 賢二 委員

① 定を避ける為、通帳などのコピーは必要最小限にすべきである。

② 地位・肩書きのある人は、報酬の有無まで記載すべきである。

③ 農地があっても、農業収入や耕運機の資産報告をしていない人もあるのではない。か。農地のある人には確認すべきである。

④ 配偶者及び同居の親族にも給与・報酬を報告してもらうべきである。

⑤ 報告書の頭に、報告義務者全員の氏名・生年月日等の一覧を添付すべきである。

⑥ 条例では、介護保険料などの公的保険料等の報告義務が無いので、改正すべきである。

⑦ 軽自動車は報告義務があるが、軽自動車の取得価格が50万に満たない場合は、資産としての報告義務がない

⑧ 貸付金の契約期日、金銭保証の発生日、金利の有無など契約の実態の報告を義務づけるべきではないだろうか。

⑨ 信託・借入金・有価証券の証明添付の必要があるのではないだろうか。

① 定を避ける為、通帳などのコピーは必要最小限にすべきである。

② 地位・肩書きのある人は、報酬の有無まで記載すべきである。

③ 農地があっても、農業収入や耕運機の資産報告をしていない人もあるのではない。か。農地のある人には確認すべきである。

④ 配偶者及び同居の親族にも給与・報酬を報告してもらうべきである。

⑤ 報告書の頭に、報告義務者全員の氏名・生年月日等の一覧を添付すべきである。

⑥ 条例では、介護保険料などの公的保険料等の報告義務が無いので、改正すべきである。

⑦ 軽自動車は報告義務があるが、軽自動車の取得価格が50万に満たない場合は、資産としての報告義務がない

⑧ 貸付金の契約期日、金銭保証の発生日、金利の有無など契約の実態の報告を義務づけるべきではないだろうか。

⑨ 信託・借入金・有価証券の証明添付の必要があるのではないだろうか。